

廃棄物処理施設の設置等に係る事前審査要領

1 目的

この要領は、茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例（平成19年茨城県条例17号。以下「条例」という。）第10条、第11条第1項及び第2項に定める一般廃棄物処理施設等の設置計画の周知措置及び設置等の事前協議に関し必要な事項を定め、廃棄物処理施設の設置等に係る事務の適正かつ円滑な執行を図るとともに、廃棄物の適正処理を推進し、生活環境の保全を図ることを目的とする。

2 定義

この要領において使用する用語の定義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び条例において使用する用語の例によるほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) **自社処理施設** 事業者が自ら排出した廃棄物のみを処理するために設置する施設をいう。
- (2) **工業団地** 次のいずれかの事業により造成される工業団地をいう。
 - ア 土地区画整理事業（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業
 - イ 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和33年法律第98号）による工業団地造成事業
 - ウ 都市計画法（昭和43年法律第100号）による開発行為の許可を受けた事業
- (3) **工業専用地域** 都市計画法第8条第1号に規定する工業専用地域をいう。
- (4) **処理施設 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令**（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第5条に規定する施設（市町村が設置するもの及び自社処理施設にあっては、工業団地内又は既存の工場の敷地内に設置されるものを除く。）及び政令第7条に規定する施設（自社処理施設にあっては、工業団地内又は既存の工場の敷地内に設置されるものを除く。）並びに条例第2条第2項に定める指定処理施設、特定小型焼却施設及び積替保管施設をいう。
- (5) **市町村長** 3による知事の審査に係る処理施設の敷地の境界から、300メートル以内の土地を管轄する市町村の長をいう。
- (6) **地元住民等** 処理施設が設置されることにより生活環境上影響を受ける恐れのある住民で、原則として、敷地の境界から、300メートル以内に日常生活上使用する土地、住居、工作物を有する者。
- (7) **周辺住民** 処理施設が設置される敷地の境界から、300メートル以内に居住する住民（事業所を含む。）。

3 事前審査の対象者

次に掲げる行為をしようとする者（以下「事業計画者」という。）は、あらかじめ、知事（自社処理施設であつて政令第5条に規定する施設、政令第7条に規定する施設（政令第7条第14号イ及びハに規定する最終処分場を除く。）又は特定小型焼却施設に該当する施設にあっては、県民センター長又は県民生活環境部環境政策課長。3ただし書及び8（2）エを除き、以下同じ。）の審査（以下「事前審査」という。）を受けなければならない。ただし、知事が別に定める事業に係る行為については、この限りではない。

- (1) 処理施設を設置すること。
- (2) 処理施設の処理能力が増加する変更をすること。
- (3) 自社処理施設（事前審査を受けたものを除く。）を処分業の用に供すること。

- (4) 处理施設において生活環境への負荷の増大が伴う変更をすること。
- (5) 处理施設を譲り受けること又は借り受けること（既に個人で許可を受けている者が法人成りする場合及び譲渡し又は貸渡しをする予定であることが国又は県の計画において定められている場合を除く。）。
- (6) その他既に事前審査を受けた処理施設に係る敷地の拡張等の計画の変更であって、知事が特に必要と認めたもの。

4 事前審査の内容

知事は、次に掲げる事項についてその適否を審査するものとする。

- (1) 事業遂行能力に関する事項
 - ア 法第14条第5項第2号に規定する内容に関すること。
 - イ 経理的基礎に関すること。
 - ウ 技術的能力に関すること。
- (2) 処理施設の構造及び維持管理計画に関する事項
- (3) 処理施設を設置する土地の使用権原に関する事項
- (4) 地元住民等、周辺住民などの調整状況に関する事項
- (5) 処理施設周辺の生活環境の保全に関する事項
- (6) 上水道又は簡易水道等の水道水源への影響に関する事項
- (7) 地滑り又は土砂崩れ等の災害の発生防止に関する事項
- (8) 処理施設周辺の土地利用計画との整合に関する事項
- (9) 他法令の手続に関する事項
- (10) その他知事が必要と認める事項

5 事業計画者の責務

(1) 計画策定に当たっての説明等

事業計画者は、処理施設の設置等の計画策定に当たっては、知事及び市町村長にその内容を説明するとともに、知事及び市町村長が定めた土地利用及び環境保全に関する計画に適合させるよう努めるものとする。

(2) 地域の合意形成

事業計画者は、処理施設の設置等に当たっては、地元住民等の理解を得るよう努めるものとする。

6 立地条件

事業計画者は、自然環境の保全、災害の防止等を図るために、次に掲げる区域、地域、地区又は土地に該当する場所に処理施設を設置する場合には、関係課と協議しなければならない。

- (1) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条第1項及び第2項並びに第72条の規定による自然公園区域
- (2) 茨城県立自然公園条例（昭和37年茨城県条例第17号）第11条の規定による特別地域及び第21条の規定による普通地域
- (3) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第14条第1項及び茨城県自然環境保全条例（昭和48年茨城県条例第4号）第3条第1項の規定による自然環境保全地域
- (4) 茨城県自然環境保全条例第10条第1項の規定による緑地環境保全地域
- (5) 首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）第3条第1項の規定による近郊緑地保全区域
- (6) 都市計画法第8条第1項第7号の規定による風致地区
- (7) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項

の規定による特別保護地区

- (8) 海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 3 条第 1 項の規定による海岸保全区域
- (9) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条第 1 項の規定により保安林として指定された土地
- (10) 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 2 条の規定により指定された土地
- (11) 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項の規定による地すべり防止区域
- (12) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定による急傾斜地崩壊危険区域
- (13) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 27 条第 1 項の規定により重要文化財に指定された土地、同法第 93 条第 1 項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地、同法第 109 条第 1 項の規定により史跡名勝天然記念物に指定された記念物の存する地域及び同法第 143 条第 1 項の規定による伝統的建造物群保存地区
- (14) 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 6 条第 1 項に規定する河川区域及び同法第 54 条第 1 項の規定による河川保全区域
- (15) 都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 5 条の規定による緑地保全地域

7 事前審査の手続

(1) 事業計画書の提出

ア 事業計画者は、事前審査を受けようとするときは、廃棄物処理施設の設置（変更・譲受け・借受け）に係る事業計画書（様式第 1 号。以下「事業計画書」という。）正本 1 部及び副本 20 部（敷地の境界から、300 メートル以内に他の市町村の区域を含む場合はその市町村分の副本を追加する。）を知事に提出しなければならない。

ただし、3 (5) に掲げる事項により事業計画書を提出する場合には、正本 1 部、副本 2 部（敷地の境界から、300 メートル以内に他の市町村の区域を含む場合はその市町村分の副本を追加する。）を提出するものとする。

イ 副本は知事が認める電子記録媒体で提出することができる。

(2) 市町村長意見の照会

ア 知事は、(1) アにより事業計画書の提出があったときは、市町村長に事業計画書（副本 1 部）を送付するとともに、当該事業計画に関する意見を求めるものとする。

イ 市町村長は、アにより意見を求められたときは、地元住民等及び周辺住民の範囲等を定め、意見書（様式第 2 号）により知事に回答するとともに、その内容を事業計画者に通知するものとする。

ウ 市町村長は、8 (1) に定める者以外の者についても同意を取得させようとするとき又は 8 (1) に定める者の一部若しくは全部の者の同意を不要とする取扱いとするとき（8 (2) に該当する場合を除く。）は、イの通知を行う前に知事と協議して了解を得るものとする。

エ 市町村長は、イにより意見の内容を事業計画者に通知したあと、当該事業計画についての地元住民等に対する説明会の開催、8 (1) で定める同意の取得を必要とする地元関係者（ウにより新たに同意の取得を必要とされた者を含む。以下、7 内において同じ。）の範囲、土地利用計画との整合及び処理施設周辺の生活環境への配慮について事業計画者に対して指導するものとする。

オ 知事は、市町村長協議のうえ、自ら 2 (6) に該当すると主張する者を、地元住

民等とすることができます。

カ 事業計画者は、市町村長の指導に基づき地元住民等に対する説明会を開催し、その結果を書面により市町村長に報告するものとする。

キ 事業計画者は、関係する法令等について知事及び市町村長の指導を受けるものとする。

ク 事業計画者は、市町村長からイによる通知を受けた後、8(1)で定める地元関係者の同意を書面（以下「同意書」という。）により取得しなければならない。

ケ 事業計画者は、地元住民等から事業計画書の閲覧の求めがあったときは、事業計画及び施設に関する書類等を閲覧させなければならない。

(3) 意見交換会の開催

ア 知事は、必要に応じて、自ら又は市町村長、事業計画者、地元住民等の請求により事業計画者と地元住民等との意見交換会を開催することができる。

イ 意見交換会は、知事が主催するものとする。

(4) 現地調査の実施

知事は、(1)アにより事業計画書の提出があったときは、計画地の現地調査を行うものとする。この場合において、知事は、市町村長に協力を求めることができる。

(5) 調整状況調書の提出等

ア 事業計画者は、(2)クにより地元関係者の同意を取得した後、市町村長にその結果について説明するとともに、廃棄物処理施設の設置（変更・譲受け・借受け）に係る地元関係者等の調整状況調書（様式第3号。以下「調整状況調書」という。）正本1部及び副本2部を市町村長に提出するものとする。この場合において、調整状況調書には、それぞれ地元関係者の同意書の写しを添付するものとする。併せて、同意書の正本を提出するものとする。

イ 市町村長は、事業計画者から調整状況調書の提出があったときは、その内容を確認し、その旨を調整状況調書に記載のうえ、正本1部及び副本1部並びに同意書の正本を事業計画者に返戻するものとする。

ウ 事業計画者は、市町村長による調整状況調書の確認を受けた後、正本1部及び副本1部並びに同意書の正本を、知事に提出するものとする。

(6) 他法令・立地規制の確認・協議

ア 知事は、(1)アにより事業計画書の提出があったときは、別表に定める関係課に事業計画書を送付し、関係課から処理施設の立地規制等に係る確認（様式第4号）を受けるものとする。

イ 知事は、アの結果をまとめた他法令・立地規制意見書（様式第5号）を、事業計画者に送付するものとする。

ウ 事業計画者は、他法令・立地規制意見書の内容について、関係課と協議した結果を他法令・立地規制確認報告書（様式第6号）に記載し、調整状況調書の提出と一緒に、知事に提出するものとする。

(7) 審査

知事は、事業計画書、調整状況調書及び他法令・立地規制確認報告書の内容を確認し、4に掲げる事項について適正と認めるときは、事前審査終了通知書（様式第7号）を事業計画者に送付するとともに、その写しに他法令・立地規制確認報告書の写しを添付し、市町村長及び(6)アで協議・調整が必要な旨を回答した関係課に送付するものとする。

(8) 事前審査の手順

事前審査の基本的な手順は、別図のとおりである。

8 同意取得

(1) 同意取得の対象者

7 (2) エの同意の取得を必要とする地元関係者の範囲は、次のとおりとする。

ア 周辺住民

イ 処理施設の敷地に隣接する土地の所有者

ウ 処理施設の排水等を放流する水路等の管理者

(2) 同意取得の取扱い

次に掲げる場合は、8 (1) で定める者の同意の取得は必要ないものとする。

ア 3 (6) で定める既に事前審査を受けた処理施設に係る敷地の拡張等の計画の変

更であって、当該変更が処理施設の軽微な変更である場合には、拡張後の敷地を
基準として8 (1) に該当する者のうち既に同意を取得している者

イ 処理施設を工業専用地域に設置する場合。ただし、8 (1) ウに定める者並びに
当該工業専用地域外に存する8 (1) ア及びイに定める者については同意を取得
するものとする。

ウ 公益上の理由などにより、市町村長がやむを得ないと認めたとき。

エ その他知事が別に定める場合

(3) 同意書の記載事項

同意書には、次の事項を記載しなければならない。

ア 事業計画者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称
及び代表者の氏名）

イ 事業計画地の地番及び面積

ウ 処理施設の種類

エ 取り扱う廃棄物の種類

(4) 同意書には、同意者の住所及び氏名が自署されているか、又はその者の押印がされ ていなければならない。

9 事前審査の失効

市町村長から7 (2) イの意見書の提出があった日から起算して3年以内に、調整
状況調書及び他法令・立地規制確認報告書の提出がない場合は、事業計画書は取り下
げられたものとみなす。

付 則

1 この要領は、公布の日から施行する。

2 廃棄物処理施設の設置等に係る事前審査要領（平成9年茨城県告示第143号）は、廃
止する。

3 この要領の施行の際現に旧産業廃棄物施設等の設置に係る事前審査要領の規定によ
り、知事の審査を受けている者に係る事前審査については、この要領の規定にかかわ
らず、なお従前の例による。

4 この要領は、平成18年11月17日から一部改正施行する。

付 則（平成19年告示第1203号）

この告示は、平成19年10月1日から施行する。

付 則

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

2 この告示の施行の際に現に7 (1) アに定める事業計画概要書を提出している者に係

る8（2）の規定の適用については、この要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

- 1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際に現に7（1）アに定める事業計画概要書を提出している者に係る8（2）の規定の適用については、この要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要項は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要項の施行の際に、現に改正前の規定により知事の審査を受けている者に係る事前審査については、この要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

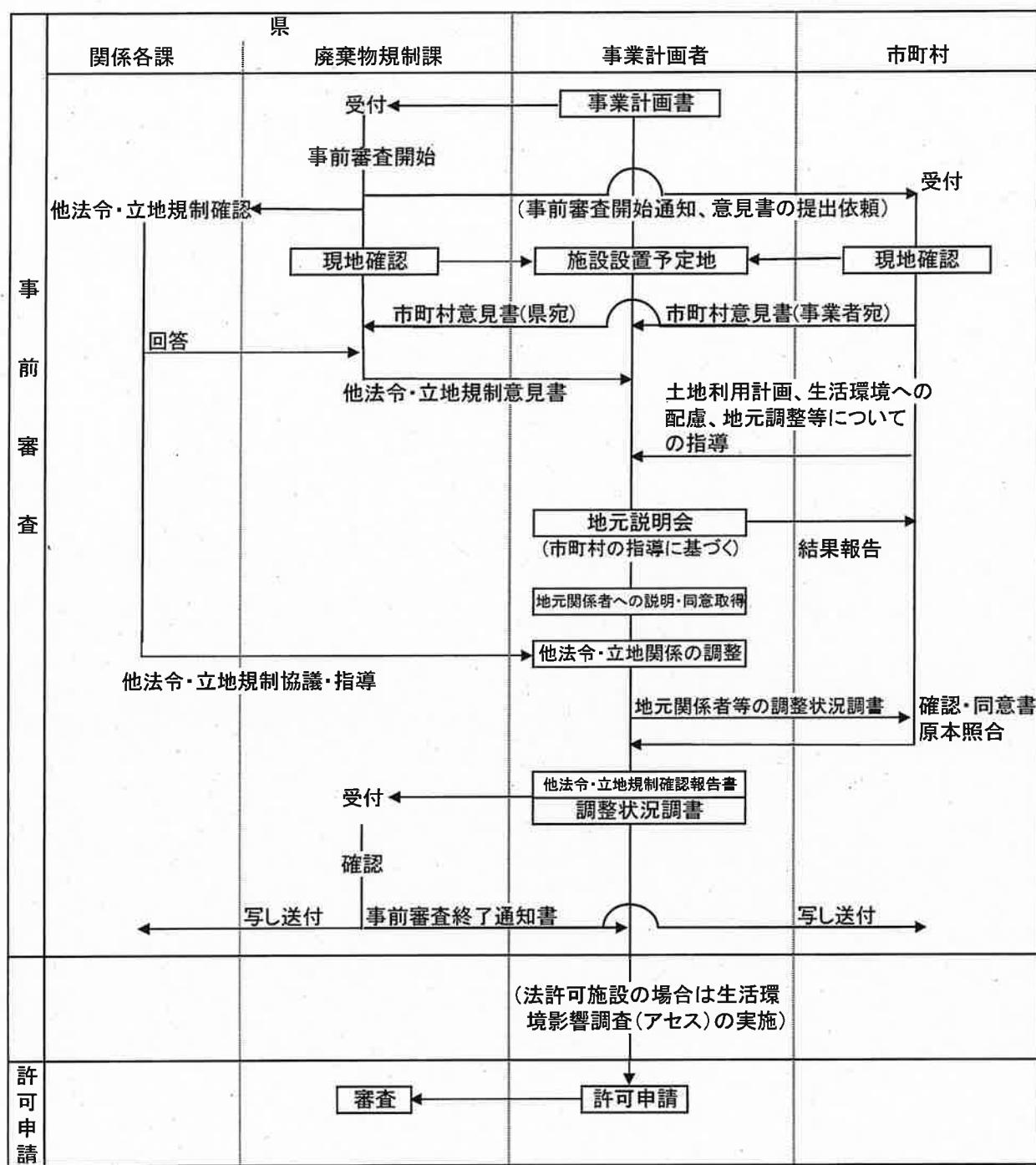
別表

	関係課	所管法令等
1	政策企画部地域振興課	国土利用計画法、大規模土地開発事業の事前協議制度
2	政策企画部水政課	茨城県地下水の採取の適正化に関する条例
3	県民生活環境部 環境政策課	自然公園法、自然公園条例、自然環境保全法、自然環境保全条例、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、環境影響評価法、環境影響評価条例
4	県民生活環境部 環境対策課	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、生活環境の保全等に関する条例、湖沼水質保全特別措置法、霞ヶ浦水質保全条例
5	県民生活環境部 資源循環推進課	土壤汚染対策法
6	防災・危機管理部 消防安全課	消防法、石油コンビナート等災害防止法
7	産業戦略部技術振興局 技術革新課	採石法、砂利採取法
8	農林水産部農業政策課	農業振興地域の整備に関する法律、農地法
9	農林水産部林政課	森林法
10	農林水産部林業課	森林法
11	農林水産部漁政課	漁業への影響に関すること
12	土木部検査指導課	再生砕石に関すること
13	土木部道路維持課	道路の使用に関すること
14	土木部河川課	河川法、海岸法、砂防法、地すべり防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
15	土木部都市局都市計画課	都市計画法
16	土木部都市局建築指導課	都市計画法、建築基準法、茨城県宅地開発事業の適正化に関する条例
17	企業局施設課	水源地に対する影響等
18	教育庁総務企画部文化課	文化財保護法
19	県民生活環境部環境政策課 県央環境保全室	設置地が所管する区域である場合

20	県北県民センター 環境・保安課	設置地が所管する区域である場合
21	鹿行県民センター 環境・保安課	設置地が所管する区域である場合
22	県南県民センター 環境・保安課	設置地が所管する区域である場合
23	県西県民センター 環境・保安課	設置地が所管する区域である場合

別図

廃棄物処理施設の設置許可等に係る事前審査手順図



廃棄物処理施設の設置(変更・譲受け・借受け)に係る事業計画書

年 月 日

茨城県知事

殿

住 所 _____
 氏 名 _____
 連絡先 Tel _____

[法人にあっては、主たる事務所の
 所在地並びに名称及び代表者の氏名]

協 議 項 目	
I 事業概要	1 事業計画 []
	2 資本金等 (1) 資本金 () (2) 従業員数 ()
	3 計画地 市 町 大字 字 番地 郡 村 (全地番)
	計画地の敷地面積 () m ²
	4 処理施設の種類及び規模 (1) (産業廃棄物・一般廃棄物) 最終処分場 [安定・管理・遮断型] ア 埋立面積 () m ² イ 埋立容積 () m ³
	(2) 産業廃棄物処理施設 (法施設) [脱水・乾燥・焼却・破碎・その他()] ・ 処理能力 () m ³ (t) / 日 (時間)
	(3) ごみ処理施設 [焼却・破碎・その他()] ・ 処理能力 () m ³ (t) / 日 (時間)
	(4) 指定処理施設 [施設] ・ 処理能力 () m ³ (t) / 日 (時間)
	(5) 特定小型焼却施設 ア 火床面積 () m ² イ 焼却能力 () kg / 時間 (t (kg) / 日)
	(6) 積替保管施設 [保管の有・無] ア 保管容量 () m ³ (t) イ 保管場所の面積 () m ²
5 取扱品目 (1) 産業廃棄物 品目 ア 廃プラスチック類 イ がれき類 ウ ガラスくず、 コンクリートくず及び陶磁器くず エ ゴムくず オ 金属 くず カ 汚泥 キ 鉱さい ク 燃え殻 ケ ばいじん コ 紙くず サ 木くず シ 繊維くず ス 廃酸 セ 廃 アルカリ ソ 廃油 タ 動植物性残さ チ 動物のふん尿 ツ 動物の死体 テ 動物系固形不要物 ト その他 (政令 第2条第13号)	

(2) 一般廃棄物(具体的に記入すること。)

6 特別管理産業廃棄物又は特別管理一般廃棄物の有無
該当する場合は、上記品目の右側に~~◎~~と記入すること。

7 排出事業者等

	県内	県外	計
排出事業者数	比率%	比率%	100%
処分量又は 収集運搬量(月)	m ³ (t)	m ³ (t)	m ³ (t)

排出事業者別廃棄物処分計画又は収集運搬計画は別表1又は別表2のとおり

8 埋立予定期間()年間
(最終処分場のみ)

9 跡地利用(最終処分場のみ)

10 計画地の権利

(1) 自社(己)所有地 面積()m²

(2) 借地

ア 借地面積()m²

イ 土地所有者の住所及び氏名

ウ 借地条件

エ 抵当権等の設定の有無(有・無)

II 立地条件

1 周辺300m以内に存する住居(事業所を含む。)の戸数等

(1) 300m以内に存する住居の戸数()戸

(2) 住居との至近距離()m

2 地目(現況)

(1) 田 (2) 畑 (3) 山林 (4) 雜種地 (5) 宅地

(6) その他()

3 地形(重複して記入してよい。)

(1) くぼ地(砂利等採取跡地、自然くぼ地、その他)

(2) 平坦地 (3) 傾斜地 (4) 山間地 (5) 台地

(6) 低湿地 (7) 谷間 (8) その他()

4 地下水の利用状況(周辺300m以内)

(1) 地下水使用戸数()戸 (2) 井戸の深さ(~)m

5 公共水域（周辺300m以内及び放流水放流先）

(1) 周辺300m以内の公共水域の状況 (() 内に名称を記載すること。)

ア 河川 () イ 用排水路 ()

ウ ため池 () エ 湖沼 ()

(2) 放流水放流先 ()

6 道路の状況

(1) 周辺500m以内の施設への通過道路

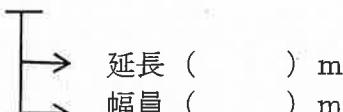
ア 国道 () イ 県道 () ウ 市町村道

() エ 農道 () オ 私道 ()

* ア、イ、ウについては路線名を、エについては管理者名を、オについては所有者名を記入すること。

(2) 取付道路

ア 取付道路の新設 (有. 無)



イ 取付先 [国道 () ・県道 () ・市町村道
() ・その他 ()]

7 計画地の地域・地区等の指定状況

ア 都市計画区域 イ 市街化区域 ウ 市街化調整区域

エ 農用地区域 オ その他 ()

III 計画策定
に当たって
の市町村長
への説明経
過等

*記載方法 () 又は [] 内に必要事項を記載するとともに、該当する箇所を○で囲むこと。

別表1

排出事業者別廃棄物処分計画表

県内排出事業者			県外排出事業者				
住所 法人にあ っては主 たる事務 所の所在 地	氏名 法人にあ っては名 称及び代 表者の氏 名	取り扱う 廃棄物の 種類	処分量 m ³ (t)/月	住所 法人にあ っては主 たる事務 所の所在 地	氏名 法人にあ っては名 称及び代 表者の氏 名	取り扱う 廃棄物の 種類	処分量 m ³ (t)/月
計	人			計	人		

(注) 取り扱う廃棄物が特別管理産業廃棄物又は特別管理一般廃棄物に該当する場合は、廃棄物名の右側に❶と記入すること。

別表2

排出事業者別廃棄物収集運搬計画表（積替保管を伴うものに限る。）

排 出 事 業 者			処 分 先				
住 所 〔法人にあ つては主 たる事務 所の所在 地〕	氏 名 〔法人にあ つては名 称及び代 表者の氏 名〕	取り扱う 廃棄物の 種類	取扱量 m ³ (t)/月	住 所 〔法人にあ つては主 たる事務 所の所在 地〕	氏 名 〔法人にあ つては名 称及び代 表者の氏 名〕	搬 入 量 m ³ (t)/月	処 分 の 方 法
計	人			計	人		

- (注) 1 「処分の方法」欄には、最終処分、中間処理の別及び具体的な処理方法（最終処分の場合には安定型、管理型、遮断型の別、中間処理の場合には脱水、焼却、破碎等の別）を記入すること。
- 2 取り扱う廃棄物が特別管理産業廃棄物又は特別管理一般廃棄物に該当する場合は、廃棄物名の右側に特と記入すること。

添付書類

(1) 能力に 関すること

- ア 事業計画者が法人の場合は、定款又は寄付行為、登記簿謄本、業務経歴書、役員の名簿、履歴書
- イ 事業計画者が個人の場合は、住民票抄本、履歴書
- ウ 一般廃棄物処理施設の設置等の場合は事業計画者が法第7条第5項第4号イからルに、産業廃棄物処理施設の設置等の場合は法第14条第5項第2号イからヘに、指定処理施設等の設置等の場合は、条例第13条第1項第4号アからスに、それぞれ該当しない者であることを誓約する書面（任意様式）
- エ 資金計画書及び納税証明書（所得税若しくは個人事業税又は法人税若しくは法人事業税）
- オ 次に掲げる区分に従い、処理施設の技術上の管理にあたらせる者が資格を有することを証する書面又はその資格の取得予定を明らかにする書面

産業廃棄物、 一般廃棄物最 終処分場	産業廃棄物 最終処分場	安定型 管理型	業の用 に供す る施設	技術管理者及び1級土 木施工管理技士又は2 級土木施工管理技士
			自社処 理施設	技術管理者
	一般廃棄物 最終処分場			技術管理者
その他の施設 (積替保管施設を除く。)			技術管理者	

カ その他必要な書類

(2) 施設の 位置に關す ること

- ア 位置図（縮尺1/25,000～1/10,000）
- イ 付近の見取図（施設の敷地境界から300mの範囲を図示すること）
- ウ 施設用地の登記簿謄本及び公図写し
- エ 施設用地及び周辺の現況写真
- オ 処理施設用地及びその周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面（縮尺1/500程度）
- カ 処理施設からの放流水等の排水経路を示す図面
- キ 雨水流域図及び雨量計算書
- ク その他必要な図書

(3) 施設の構造に関すること

① 最終処分場

- ア 処分場の構造を明らかにする平面図（縮尺1/500程度）
- イ 縦断面図（縮尺V=1/100、H=1/500程度）
- ウ 横断面図（縮尺V=1/100、H=1/500程度）
- エ 構造図及び設計計算書
- オ 埋立地の実測求積図及び計算書
- カ その他必要な図書

② 産業廃棄物処理施設・ごみ処理施設・指定処理施設・特定小型焼却施設

- ア 処理施設の配置図（レイアウト、縮尺1/500程度）
- イ 処理工程図（フロー）
- ウ 処理施設の構造を明らかにする図面（平面図、立面図、縦断面図、横断面図、構造図及び設計計算書、門扉、囲い）
- エ 排水及びばい煙の排出設計計算書
- オ その他必要な図書

③ 積替保管施設

- ア 積替保管施設の構造を明らかにする図面（平面図、立面図、縦断面図、横断面図、構造図及び設計計算書、門扉、囲い）
- イ 積替保管施設の場内配置図
- ウ その他必要な図書

(4) その他
施設に関する
こと

- ① 最終処分場
 - ア 施設の維持管理計画書
 - イ 埋立処分計画書
 - ウ 災害防止計画書
 - エ その他必要な図書
- ② 産業廃棄物処理施設・ごみ処理施設・指定処理施設・
特定小型焼却施設
 - ア 中間処理後の廃棄物の処分方法、又は製品等の販売先
等を示す書類又は図面
 - イ 公害防止組織図
 - ウ 施設の維持管理計画書
 - エ その他必要な図書
- ③ 積替保管施設
 - ア 公害防止組織図
 - イ 施設の維持管理計画書
 - ウ その他必要な図書

(5) 生活環
境影響調査
に関する
こと

政令第5条
及び第7条
に規定する
施設に限る

- ア 生活環境影響調査計画書
 - (注) 記載事項
 - (1) 生活環境影響調査項目の設定及び現況の把握方法
 - (2) 自然的・社会的条件の調査項目及び現況の把握方法
 - (3) 生活環境に対する影響の予測方法

備考：登記簿、住民票、納税証明書等は、原則として、3ヶ月以内に発行されたものを添付すること

意 見 書

事業計画者：
計画地；

1 同意の取得を必要とする地元関係者の範囲等について

(注) 記載すべき事項

- (1) 同意の取得を必要とする地元関係者の範囲等
- (2) 地元説明会を開催すべき地元住民等の範囲等
- (3) (1)及び(2)のとおり範囲を定めた理由

2 土地利用上の整合性について

(注) 記載上の留意事項

- (1) 国土利用計画法第8条に基づく市町村計画、都市計画法に基づく都市計画、農業振興地域の整備に関する法律第8条に基づく農業振興地域整備計画、森林法第5条に基づく地域森林計画、その他法令に基づく土地利用に関する構想、計画との整合性
- (2) 道路、公園、下水道、教育施設等の公共公益施設等の利用又は整備計画との整合性
- (3) 農業土地基盤整備事業等の計画との整合性
- (4) その他法令等に基づく土地利用規制との整合性

3 処理施設周辺の生活環境への配慮について

(注) 記載上の留意事項

- (1) 通勤、通学などの交通事情への影響
- (2) 適正な配慮がなされるべき施設の有無
- (3) 公害の防止に関する協定の締結の必要性

廃棄物処理施設の設置(変更・譲受け・借受け)に係る地元関係者等の調整状況調書

年 月 日

茨城県知事 殿

住 所 _____
 氏 名 _____
 連絡先 TEL _____

[法人にあっては、主たる事務所の
所在地並びに名称及び代表者の氏名]

調 整 状 況	
周辺住民との調整	1 同意取得の対象者数()戸
	2 同意者数 ()戸
	3 不同意者数 ()戸
	<u>不同意の理由</u> → []
隣接する土地の所有者との調整	1 隣接する土地の所有者数()人
	2 同意者数 ()人
	3 不同意者数 ()人
	<u>不同意の理由</u> → []
放流水路等管理者との調整	同意取得の有無(有・無) 水路等管理者の住所、氏名()
地元説明会の開催状況	
その他の調整	1 地元代表者との調整 同意取得の有・無 地元代表者住所、氏名()
	2 その他 []
※ 調整内容の確認	1 同意書本証との照合 適・否
	2 同意書の内容 適・否 確認者 市町村長 (印)
	3 同意の範囲 適・否 確認日 年 月 日

◎添付書類：周辺住民、隣接する土地所有者、水路等管理者、地元代表者の同意書写し

(※印の欄は、事業計画者は記入しないこと。)

- (注) 1 事業計画者は、地元代表者との調整を行った場合は、その状況等を「その他の調整」の欄に記載すること。
- 2 市町村長は、住民登録されている住民が所在不明で連絡が取れない場合等、周辺住民等の同意が得られない場合で、やむを得ないと認めるときは、「調整内容の確認」の3の同意の範囲の適に○を付けることができる。

第 号
年 月 日

県民生活環境部廃棄物規制課長 殿

課長

廃棄物処理施設の設置等の立地規制等に係る確認について（回答）

年 月 日付 第 号で照会のあったことについては、下記
のとおりです。

記

事業計画者：

根拠法令等	指導事項等

担当者職氏名

第 号
年 月 日

(事業計画者) 殿

茨城県県民生活環境部廃棄物規制課長

他法令・立地規制意見書

年 月 付けで貴殿から提出のあった廃棄物処理施設の設置（変更・譲受け・借受け）に係る事業計画書について、下記のとおり、各法令等所管課から他法令や立地規制に係る意見がありましたので、送付いたします。

各意見については、担当部署等と調整の上、調整結果を他法令・立地規制確認報告書（様式第6号）に記載し、調整状況調書（様式第3号）と同時に、当課宛て提出して下さい。

記

他法令・立地規制確認報告書

年 月 日

茨城県知事 殿

住 所

氏名

連絡先 TEL

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名 〕

第 号
年 月 日

(事業計画者) 殿

茨城県県民生活環境部廃棄物規制課長

事前審査終了通知書

年 月 日付けで貴殿から提出のあった廃棄物処理施設の設置等に係る事前審査要領7(1)アに基づく事業計画書について、適当と認められるので、同7(7)の規定に基づき、通知いたします。

なお、下記の書類の提出について、遗漏の無いよう取り扱い願います。

記

(該当する許可申請等の根拠法令を記載)